

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
健康診断用外注検査	東立川衛-15	
	作 成	令和4年9月15日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	東立川駐屯地業務隊衛生科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊衛生科(以下、医務室という。)において実施する各種検体検査の外注(以下、役務という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほかGLT-CG-Z000001による。

1.2.1 検査依頼書

医務室医官が検査内容を指示できる契約相手方指定の検査依頼書をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令

臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

外注検査、数量、場所、期間などの一般的事項は調達要領指定書又は発注書によって指定する。また、契約相手方は臨床検査技師等に関する法律第3条及び同法第6条に基づく資格を有し、本仕様書とともに関係法令を遵守するものとする。

2.2 検体の受渡し

検体の受渡しは、医務室において検査依頼書とともに行う。

2.3 回収及び提出

回収及び提出は、医務室において回収し、示された期日までに契約相手方指定の結果表又は報告書2部を医務室に提出する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 情報保全

契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを管側の許可なく行ってはならない。

5 特記事項

5.1 検体等の亡失及び損傷

施行上の不備による検体等の亡失及び損傷等の事故が生じた場合は、その責を契約相手方が負うものとする。

5.2 回収及び提出時の検査

回収及び提出の際は検査官の検査を受け、不備が生じた場合は、契約相手方の責任のもと再作業をするものとする。

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は、契約相手方指定の結果表又は報告書とし、検査終了後速やかに医務室へ提出するものとする。

6.2 使用器材・機器・消耗品

役務に必要な器材、機器及び消耗品は契約の相手方が準備するものとする。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。